

平成30年第3回 湧別町農業員会総会議事録

1. 会 期	平成30年3月29日(木)	13時30分 開会 15時25分 閉会
2. 場 所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室	
3. 議 件		
日 程 第 1	議事録署名委員の指名について	
日 程 第 2	会期の決定について	
日 程 第 3	諸般の報告について	
日 程 第 4	報告第1号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について	
日 程 第 5	議案第1号 現況証明願について	
日 程 第 6	議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	
日 程 第 7	議案第3号 平成29年度湧別町農業委員会の目標及びその達成について向けた活動の点検・評価について	
日 程 第 8	議案第4号 平成30年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について	
日 程 第 9	議案第5号 下限面積の設定について	
日 程 第 10	議案第6号 農業委員会事務局職員の任免について	

4. 委員の出席状況（出席委員）			
	2 久保 直之	3 吉村 智之	4 姉崎 淳一
5 山崎 幸一	6 関口 哲治	7 友澤 勇司	8 児嶋 和美
	10 藤井 浩行		12 中原 修
13 安藤 弘司		15 松浦 敬貴	16 本間 保利
17 如澤 寿生	18 小崎 勝敏	19 栗田 淳	20 渡辺 健一
21 越智 淳一	22 鈴木 幹雄	23 長屋 教幸	24 島田 宗央
25 青柳 敏孝			
5. 欠席委員			
1 佐藤 弘朗 9 松橋 聡 11 山口 一行			
14 秋葉 宏之			
6. 事務局			
事務局長 松井 薫			
農地係主任 國分 昌宏 農地係主任 高尾 理			

<p>議 長</p>	<p>定刻になりましたので、只今から平成30年第3回湧別町農業委員会総会を開会致します。</p> <p>本日の出席委員は、21名で過半数に達しておりますので、湧別町農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。 湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、17番 如澤委員、18番 小崎委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の会期は、本日1日とし、報告1件、議案6件を提案したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とし、報告1件、議案6件を提案することに決定致しました。</p> <p>日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の行事について、事務局長より報告させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>平成30年2月27日に開催されました平成30年第2回湧別町農業委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。</p> <p>3月7日(水) 議会議場におきまして、第1回湧別町議会定例会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>3月9日(金) 役場会議室におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに、姉崎委員、藤井委員、安藤委員、松浦委員が出席しております。</p> <p>3月14日(水) 北見市におきまして、オホーツク農業委員会連合会役員会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>3月19日(月) 札幌市におきまして、一般社団法人北海道農業会議第84回総会及び平成29年度市町村農業委員会会長・事務局長特別研修会が開催され、これに会長が出席しております。</p> <p>3月22日(木) 湧別町農協芭露支所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに、児嶋委員、長屋委員が出席しております。</p>

事務局	<p>3月23日(金)コミュニティーセンターにおきまして、農地あっせん会議が開催され、これに、佐藤委員、吉村委員、渡辺委員が出席しております。</p> <p>3月26日(月)湧別町農協芭露支所におきまして、農地あっせん会議が開催され、これに、越智委員、島田委員が出席しております。</p> <p>本日、平成30年第3回湧別町農業委員会総会を開催致しております。</p> <p>以上、活動状況の報告と致します。</p>
議長	<p>日程第4、報告第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書2ページをご覧ください。報告第1号、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について。別紙のとおり、農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約を行い、同法第18条第4項及び第6項の規定により通知があったので報告するものです。本総会において9件の合意解約が提出されております。</p> <p>内容の説明をしますので、議案書3ページをご覧ください。番号1番、利用権の設定をした者、北兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は旭●●番の内で、地目は公簿、現況共に畑、面積は36,000㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年5月28日から平成36年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年3月6日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料1ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、2番、利用権の設定をした者、札幌市、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番で、地目は公簿、現況共に畑、面積は9,348㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成27年3月31日から平成31年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年3月6日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料2ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、3番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●</p>

事務局

さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は14,737㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成23年12月19日から平成33年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年3月22日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は上芭露●●番●外計6筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は20,359.15㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成29年3月30日から平成33年12月31日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年3月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして、5番、利用権の設定をした者、上芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、上芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は西芭露●●番●外計8筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は27,613㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年4月24日から平成30年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年3月20日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、6番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵村一区●●番●外計3筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は15,194㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成25年2月26日から平成34年12月31日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、借借人の都合により平成30年3月22日に合意解約に達したものでございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、議案書4ページをご覧ください。番号7番、利用権の設定をした者、南兵村一区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、南兵村一区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は南兵

<p>事務局</p>	<p>村一区●●番●外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は9,122㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成20年12月25日から平成30年12月24日までの10年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年3月22日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、8番、利用権の設定をした者、芭露、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、芭露、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は芭露●●番●の内外計2筆で、地目は公簿、現況共に畑、合計面積は100,143㎡、利用権設定等の種類は賃借権、成立する法律関係は賃貸借、利用権の期限は平成26年2月28日から平成30年11月30日までの5年間として利用集積計画の決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年3月23日に合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料6ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、農地法第3条の合意解約。番号1番、利用権の設定をした者、北兵村三区、●●●●さん、利用権の設定を受けた者、北兵村三区、●●●●さんです。利用権設定に係る土地の所在は北兵村三区●●番●で、地目は公簿、現況共に畑、面積は6,595㎡、利用権設定等の種類は使用貸借、成立する法律関係は使用貸借、利用権の期限は平成22年1月26日から平成42年1月25日までの20年間として決定を受けていましたが、賃借人の都合により平成30年3月6日に一部合意解約に達したものでございます。</p> <p>(別冊資料7ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これで朗読説明が終わりました。報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議長</p>	<p>特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p> <p>日程第5、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書5ページをご覧ください。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のと</p>

<p>事務局</p>	<p>り証明するものであります。本総会において2件提出されております。</p> <p>内容を説明しますので、議案書6ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに錦町、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、錦町●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は15,008㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は本間委員、鈴木委員、久保委員でございます。</p> <p>(別冊資料8ページにより位置説明)</p> <p>議案書7ページをご覧ください。証明願出人、所有者ともに江別市、●●●●さんです。</p> <p>土地の所在ですが、南兵村一区●●番で、公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は941㎡で、利用状況は雑種地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のため、現況証明農業委員は吉村委員、佐藤委員、渡辺委員でございます。</p> <p>(別冊資料5ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第1号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしとの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第6、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の8ページをご覧ください。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権</p>

事務局

移転が10件、賃借権が28件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の9ページをご覧ください。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、川西、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、旭、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、北兵村二区●●番で面積は23,199㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年5月25日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、1,739,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして、2番、所有権の移転をする者は、西芭露、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、上芭露、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、西芭露●●番●で面積は8,016㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年10月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、721,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして、3番、所有権の移転をする者は、屯田市街地、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村二区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村二区●●番で面積は1,581㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年7月31日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、150,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

続きまして、4番、所有権の移転をする者は、南兵村二区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんで

事務局

ございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●ほか計3筆で合計面積は11,749㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,700,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、5番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計3筆で合計面積は15,194㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、3,450,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、6番、所有権の移転をする者は、南兵村一区、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は9,122㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

所有権移転の時期でございますが、平成30年3月29日で、対価の支払い時期につきましては、平成30年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、2,000,000円でございます。

(別冊資料5ページにより位置説明)

続きまして、7番、所有権の移転をする者は、江別市、●●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、南兵村一区、●●●●●さんでございます。

所有権移転に係る土地の所在は、南兵村一区●●番●外計2筆で合計面積は2,439.57㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

事務局

番号、1番、利用権の設定をする者は、北兵村一区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●の内で面積は36,000㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は130,000円でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

続きまして、2番、利用権の設定をする者は、旭、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内外計6筆で合計面積は49,200㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は246,000円でございます。

(別冊資料15ページにより位置説明)

続きまして、3番、利用権の設定をする者は、錦町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、旭、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、旭●●番●の内外計2筆で合計面積は41,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は166,000円でございます。

(別冊資料16ページにより位置説明)

続きまして、4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番で面積は9,348㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は65,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、5番、利用権の設定をする者は、屯田市街地、●●●●

事務局

●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでござい
ます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計4筆で合
計面積は24,119㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成
立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平
成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は
96,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして、6番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●
●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんで
ございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番の内外計4筆で
合計面積は18,060㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、
成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平
成40年3月28日までの10年間となっております、賃貸価格は
72,000円でございます。

(別冊資料17ページにより位置説明)

続きまして、7番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●
●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんで
ございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計2筆で合
計面積は7,910㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成
立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平
成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は
26,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして、8番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●●さ
んで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●●さんでござ
います。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計3筆で合
計面積は6,963㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成
立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございま
す。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平

事務局

成34年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は55,000円でございます。

(別冊資料7ページにより位置説明)

続きまして、9番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、富美、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計2筆で合計面積は14,737㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年12月31日までの5年間となっており、賃貸価格は73,000円でございます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

続きまして、10番、利用権の設定をする者は、中湧別東町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●外計2筆で合計面積は3,550㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成38年12月31日までの9年間となっており、賃貸価格は14,000円でございます。

(別冊資料18ページにより位置説明)

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。11番、利用権の設定をする者は、中湧別中町、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番の内外計2筆で合計面積は1,798㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は14,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして、12番、利用権の設定をする者は、北兵村二区、●●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●●さんでございます。

事務局

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番の内で面積は2,538㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年12月31日までの5年間となっております、賃貸価格は5,000円でございます。

(別冊資料19ページにより位置説明)

続きまして、13番、利用権の設定をする者は、遠軽町、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、東、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●で面積は4,419㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成32年12月31日までの3年間となっております、賃貸価格は13,000円でございます。

(別冊資料20ページにより位置説明)

続きまして、14番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番外計12筆で合計面積は103,201㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は361,000円でございます。

(別冊資料21ページにより位置説明)

続きまして、15番、利用権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番の内外19筆で合計面積は86,194.23㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は344,000円でございます。

(別冊資料22ページにより位置説明)

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。番号16番、利用

事務局

権の設定をする者は、南兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、南兵村三区、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、南兵村三区●●番●外計13筆で合計面積は76,234㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっております、賃貸価格は304,000円でございます。

(別冊資料22・23ページにより位置説明)

続きまして、17番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●外計6筆で合計面積は20,359.15㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成32年11月30日までの3年間となっております、賃貸価格は81,000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして、18番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計8筆で合計面積は27,613㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成32年11月30日までの3年間となっております、賃貸価格は82,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、19番、利用権の設定をする者は、西芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、西芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、西芭露●●番●外計6筆で合計面積は33,014㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間となっております、賃貸価格は

事務局

128,000円でございます。
(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして、20番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●で面積は753㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成32年11月30日までの3年間となっております、賃貸価格は3,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして、議案書の14ページをご覧ください。番号21番、利用権の設定をする者は、上芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、上芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、上芭露●●番●の内外計3筆で合計面積は10,787.95㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成32年11月30日までの3年間となっております、賃貸価格は48,000円でございます。

(別冊資料24ページにより位置説明)

続きまして、22番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計9筆で合計面積は124,359㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成32年11月30日までの3年間となっております、賃貸価格は377,000円でございます。

(別冊資料25ページにより位置説明)

続きまして、23番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、福島●●番●で面積は37,411㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平

事務局

成34年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は112,000円でございます。

(別冊資料26ページにより位置説明)

続きまして、24番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番外計4筆で合計面積は32,522㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は146,000円でございます。

(別冊資料27ページにより位置説明)

続きまして、25番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内外計2筆で合計面積は95,406㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は429,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、26番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●の内面積は4,737㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は19,000円でございます。

(別冊資料6ページにより位置説明)

続きまして、27番、利用権の設定をする者は、芭露、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。

利用権設定に係る土地の所在は、芭露●●番●外計3筆で合計面積は64,127㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。

利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成34年11月30日までの5年間となっており、賃貸価格は

事務局	<p>317,000円でございます。 (別冊資料28ページにより位置説明)</p> <p>続きまして、28番、利用権の設定をする者は、北兵村二区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村二区、●●●●さんでございます。</p> <p>利用権設定に係る土地の所在は、北兵村二区●●番●外計2筆で合計面積は22,769㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。</p> <p>利用権の期限でございますが、本日、平成30年3月29日から平成39年12月31日までの10年間となっております。賃貸価格は91,000円でございます。 (別冊資料29ページにより位置説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>これから、議案第2号の質疑を行います。 先に9ページ1番の質疑を行います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、4番 姉崎委員、12番 中原委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(姉崎委員、中原委員退席)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を続けます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。これから9ページ1番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>12番 中原委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(中原委員着席)</p>

議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 次に11ページ1番の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、11ページ1番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は、原案の通り可決されました。 4番姉崎委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。 (姉崎委員着席)
議 長	休憩前に引き続き会議を続けます。次に11ページ4番の質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、15番松浦委員の退席をお願いします。暫時休憩します。 (松浦委員退席)
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから、11ページ4番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、本案は、原案の通り可決されました。 15番松浦委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。
委員一同	(松浦委員着席)

議 長	<p>休憩前に引き続き会議を続けます。 次に14ページの26番と27番の質疑を行います。 農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により、21番 越智委員の退席をお願いします。暫時休憩します。</p> <p>(越智委員退席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、14ページ26番と27番の採決を行います。 おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は、原案の通り決定されました。</p> <p>21番越智委員の議事参与の制限を解きます。暫時休憩します。</p> <p>(越智委員着席)</p>
議 長	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。 議案第2号の残りの議案について質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしとの声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第2号の残りの議案の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしとの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第7、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>

事務局	<p>議案書の15ページをご覧下さい。議案第3号、平成29年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。平成29年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画についての点検・評価について審議を求めるものであります。</p> <p>また、平成30年4月30日までにこれを公開し、地域の農業者等から意見等を求めることについての議決を求めるものでございます。</p> <p>なお、地域の農業者等から意見等があり、本点検・評価の内容を改めるべきと認める場合には、平成30年5月1日以降に開催される総会において、その内容の可否について審議をすることとなります。</p> <p>(議案書16ページから23ページを朗読説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから議案第3号の採決を行います。おはかりします、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第4号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。</p>
事務局	<p>議案書の24ページをご覧下さい。議案第4号、平成30年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について。</p> <p>平成30年度湧別町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画について審議願うものであります。</p> <p>(議案書25ページから27ページを朗読説明)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第4号の質疑を行います。質疑ありませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第4号の採決を行います。

議 長	おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、原案の通り可決されました。
	日程第9、議案第5を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。
事務局	議案書の28ページをご覧ください。議案第5号、下限面積の設定について。農地法第3条第2項第5号に規定する農地面積について、下記のとおり設定または修正の必要性について審議願うものであります。
	1. 農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積、別段面積2ヘクタールの変更は行わないこととし、その理由として、2015年世界農林業センサスで、町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の8割を超えているためであります。
	2. 農地法施行規則第17条第2項の適用について、方針、現行の下限面積、別段面積2ヘクタールの変更は行わないこととし、その理由として、町内における農地の保有及び利用の現状及び将来の見通しから見て、適当と認められるためであります。
	以上で説明を終わります。
議 長	これから、議案第5の質疑を行います。質疑ありませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	質疑なしと認めます。これから議案第5号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって議案第5号は原案の通り可決されました。
	日程第10、議案第6号を議題とします。事務局に議案の朗読説

議 長	明をさせます。
事務局	<p>議案書の29ページをご覧ください。議案第6号、農業委員会事務局職員の任免について、農業委員会等に関する法律第20条第3項の規定により、事務局職員の任免について農業委員会の承認を求めるものであります。</p> <p>はじめに議案書30ページをご覧ください。</p> <p>その1及びその2。國分主任及び高尾主任の職を免じ、町長部局に出向を命ずるものです。</p> <p>以上2件の辞令は、平成30年3月31日付けで発令されます。</p> <p>次に議案書の31ページをご覧ください。</p> <p>その3、松井事務局長の農地係長事務取扱を解くものであります。</p> <p>その4、総務課防災係長兼情報管理係長の宮本係長を湧別町農業委員会職員に任命し、主幹を命じ、また、農地係長事務取扱を命ずるものです。</p> <p>以上2件の辞令は平成30年4月1日付けで発令されます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	これから、議案第6号の質疑を行います。質疑ありませんか。
委員一同	(なしとの声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。これから、議案第6号の採決を行います。おはかりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	(異議なしとの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。したがって、本案は、原案の通り可決されました。</p> <p>本総会の会議に付された議案は、すべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年第3回湧別町農業委員会総会を閉会します。</p> <p>閉 会 15時25分</p>

この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証するため、ここに署名する。

議 長 青 柳 敏 孝

署名委員 如 澤 寿 生

署名委員 小 崎 勝 敏